

情報提供

取組名	「にじいろ子育てハンドブック」第2巻発行
目的	ペアレントメンター(発達障害の診断を受けた子の保護者で、当センターの養成研修を修了された保護者)が自身の体験をもとに、大学等での合理的配慮、就労、福祉制度についてまとめ、当事者や家族にもわかりやすい冊子を作成することを目的とする。
参加者	ペアレントメンター(必要に応じきらり職員が制度説明の部分を加筆)
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の、発達障害をお持ちの方、または疑いがある方向けの必要な支援情報を掲載する。 <p>大学等入学時の支援、入学後の支援、就労について（一般と障害者雇用の違いについて）、福祉サービスの利用について、後見人や自立支援医療などの制度についてなど、実際にペアレントメンター自身または相談者から「知りたい」と言われた情報や「今後知っておいた方がいい」情報、体験談をまとめた。</p> <p>内容：第1章《大学等での発達障害支援について》 第2章《就労について》 第3章《福祉サービスや制度について》 マイストーリー(体験談) 支援機関連絡先一覧 など</p> <p>詳しくは別紙参照。</p>

情報提供

取組名	「にじいろ子育てハンドブック」第2巻発行
今後の予定	<p>年度内に2000部発行予定。</p> <p>配布先：掲載にご協力いただいた機関、行政機関、大学・短大・専門学校・高校(定時制・通信制含む)、サポート校、親の会などを予定。</p> <p>発行後に、この冊子を用いたペアレントメンター向け研修会を開催予定。</p> <p>コピーフリーで支援者側が必要な部分のみ、コピーして支援に使うことは可能。支援ツールとして活用を促進。</p>
取組のポイント	<p>第1巻は18歳までの支援についてであったため、読者は主に保護者を対象としてきたが、本巻は当事者本人も手に取ることを想定した。</p> <p>「合理的配慮」は本人からの申し出がないと支援が難しいことなど、保護者が気づきにくい点も配慮して作成した。</p> <p>保護者の体験談だけでなく本人の体験談も盛り込み、読者が身近に感じられるように工夫した。</p>

資料7





資料7

「にじいろ子育てハンドブック」第2巻 18歳以降の支援 目次

こんな時どうする？早見表（教育・就労について）	4
「合理的配慮について」	

第1章 《大学等での発達障害支援について》

01 大学等入試時の配慮	4
02 大学等入学後の配慮	6
生活面のエピソード	
03 大学等内での就職支援	12

第2章 《就労について》

働く前に考えておきたい大事なこと

01 一般企業への就職（診断名を伝えない、または就職後に診断がついた場合）	15
02 一般企業就職（障害者雇用の場合）	16
生活面のエピソード	
03 就労支援機関の利用	17
1) 障害の有無にかかわらず利用できる就労支援機関	
・しづおかジョブステーション	
・静岡地域若者サポートステーション（静岡サポステ）	
・ハローワーク	
2) 障害がある方向けの就労支援機関	
・ハローワークの障害者専連窓口	
・静岡障害者職業センター	
・就労移行支援事業所	
・就労継続支援 A型・B型事業所	
・障害者就業・生活支援センター	

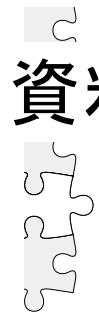
第3章 《福祉サービスや制度について》

障害福祉サービスとは？	
こんな時どうする？早見表（社会福祉制度について）	28
01 障害福祉サービスを使うには？	30
02 障害者手帳とは	34
03 家事援助とは	36
04 短期入所（ショートステイ）とは	37
05 グループホームとは	38
06 自立訓練（生活訓練）とは	39
福祉型大学（福祉型カレッジ）について	
07 地域活動支援センターとは	40
08 移動支援とは	41
09 自立支援医療（精神通院医療）とは	44
10 障害年金とは	45
11 成年後見制度とは	48
12 日常生活自立支援事業とは	50
13 その他のサービス	51
14 将来を見据えて～親ができること～	52
15 その他支援機関について	55

マイストーリー1 大学生の家族からの話	58
マイストーリー2 就職後に診断がついて配慮を受けた方の話	61
マイストーリー3 診断名をオープンにして、再就職された方の話	63

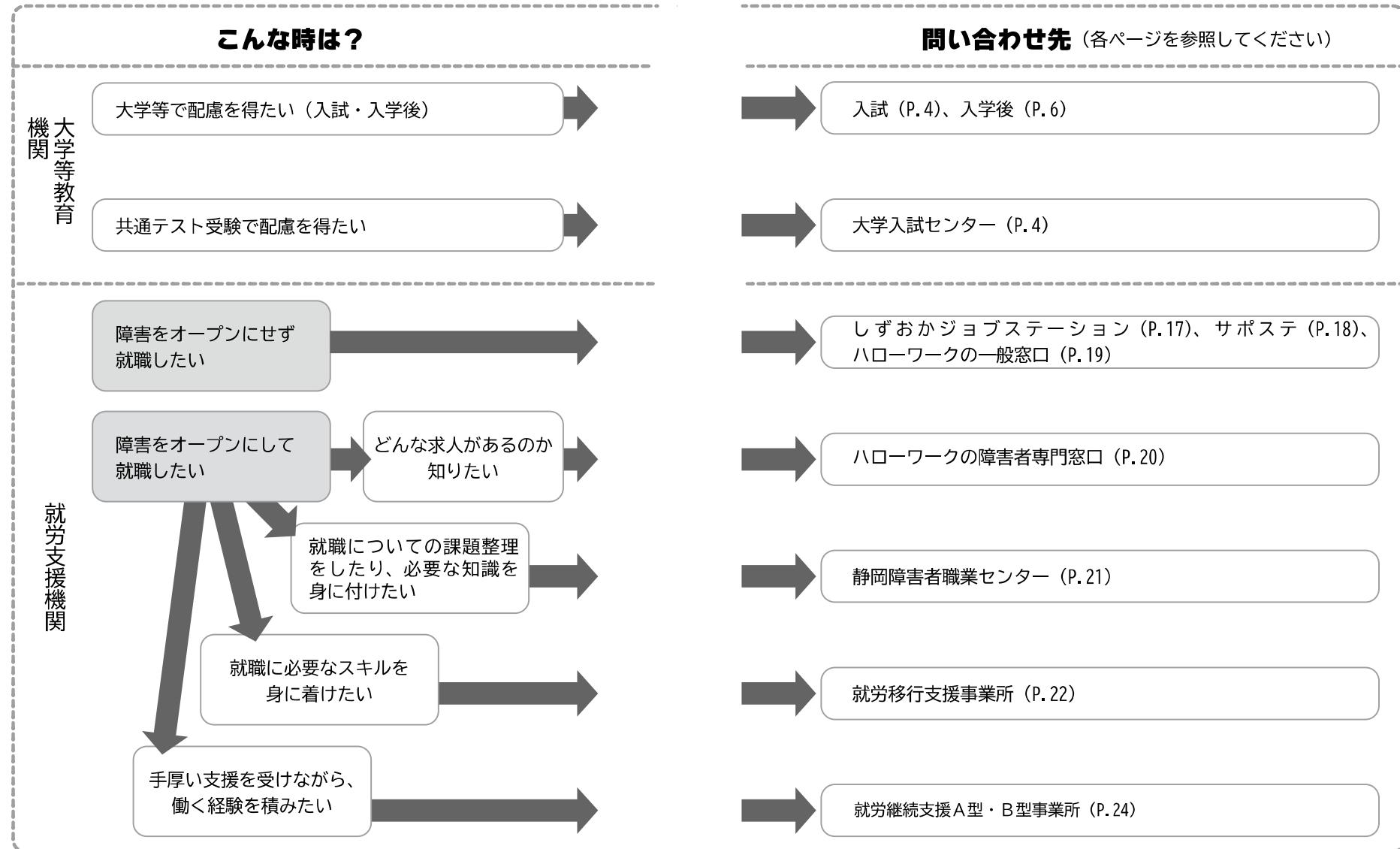
支援機関 連絡先一覧	65
------------	----



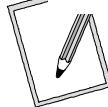


資料7

こんな時どうする? 早見表（教育・就労について）



資料7



18歳以降の支援に必要なもの「合理的配慮について」

第1巻までは「子どものころに診断を受けた場合、保護者はどう動くと良いか」という話がほとんどでしたが、第2巻では「本人はこう動いた」というお話が多く出てきます。

例えば、日本では進学や就職の際、支援を必要とされる方に対してさまざまな合理的配慮（※）が行われています。これまで、障害を持つ方が未成年の場合は、周囲とのやりとりを保護者が中心となり行ってきたことでしょう。しかしご本人が成人になると、合理的配慮は基本的に「本人から配慮申請を行うもの」とされます。この点は18歳以前の支援のあり方と大きく異なる点と言えます。さらに、合理的配慮を求める上で「それまでの支援歴」や「手帳の有無」「診断書の提出」「医師の意見書」などを求められることもあり、発達障害をもつ本人にとっては申請すらハードルが高く、あきらめてしまうことが多いと聞きます。そんな時は、まず本人が所属する学校・職場などに連絡し、相談をすることが支援への大きな一歩となります。

第1章では大学等においての合理的配慮、第2章では働きたい時（仕事探し・訓練等を含む）に受けられるサービス等について説明していますので、詳しくは各章をご覧ください。

また、この冊子を手に取る方は保護者・支援者の方が多いかと思いますが、障害を持つ当事者の方のインタビューも掲載しております。また、第3章では発達障害の方が利用できる社会福祉制度についてもご紹介しております。当事者の方のご希望があればぜひ一緒に読みいただき、今後の支援についてご本人と一緒に考えていただけると幸いです。

※合理的配慮とは・・・

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」「第二条 定義」）



01 大学等入試時の配慮

大学入学共通テストについて

（独立行政法人 大学入試センター HP「受験上の配慮案内」参照）

受験時の配慮申請の時期は例年、出願前であれば8月～9月末、出願と同じタイミングであれば、9月末から10月上旬になります。

配慮事項には審査があり、時間がかかる場合があります。また申請には障害に応じて医師による診断書・状況報告書などが求められます。これまでの取り組み（高校等での個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しなど）が必要な場合もありますので、申請に何が必要か、確認しながら進めることが大切になります。大学入試センターでは、大学入試共通テストの受験上の配慮に関する事前相談を随时受け付けています。

大学入学共通テストにおける主な受験上の配慮事項

〈すべての科目において配慮する事項〉

令和6年度入試の場合

- ・本人の状況に応じて試験時間の延長を行う（1.3倍）
- ・チェック回答（※）実施
- ・拡大文字問題冊子・解答用紙（1.4倍もしくは2.2倍の大きさ）の配布
- ・監督官が読み上げる注意事項等を文書を用いて伝達する
- ・別室の設定
- ・試験室入り口まで付き添い者が同伴することを許可する

※ チェック回答とは、一般的の回答用紙（マークシート）にマークすることが困難とされる人を対象にした、選択肢の数字などが書かれた回答用紙にチェックをする回答方法です。

資料7

〈リスニングにおいて配慮する事項〉

- ・1.3倍に延長（連続方式）
- ・1.3倍に延長（音止め方式）

推薦入試や国公立大学の二次試験、私立大学の試験でも、同じような合理的配慮が行われています。短期大学や専門学校等でも、事前に申請すると配慮が得られる場合もありますが、時期や内容によっては配慮が難しい場合もあります。

配慮の具体的な内容・申請方法・申請時期などは、各学校によって異なります。オープンキャンパスや学校見学会を通じて、各学校の取り組みや授業の実際面を確認し、志望校を決める段階で、候補となる学校にあらかじめ相談・確認を取ると良いでしょう。

体験談

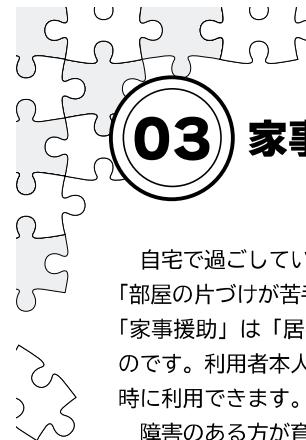


推薦入試に出願の際、合理的配慮を申請しました。面接の際、質問を紙に印刷してもらい、それを見ながら質問を読み上げてもらいました。(本人より)



入試で合理的配慮を得るには、「その前に1年程度、学校での配慮実績が必要」と聞きました。サポート校だったので個別対応をかなりやってもらっていましたが、聴覚過敏があるため大勢いる試験会場でどうなるか不安でした。学校でやってもらっていた個別支援やイヤーマフ着用などの工夫を文書でまとめてもらい、イヤーマフ着用での受験が認められました。入試で配慮を考えているなら早めに準備が必要です(家族の話を一部改変)

第1章
○○○
×××××
×



03 家事援助とは

自宅で過ごしているけど、「特性のため料理の段取りが難しく何時間もかかる」「部屋の片づけが苦手なので、時々手伝ってほしい」などの理由で利用できます。「家事援助」は「居宅介護（ホームヘルプ）」というサービスの中に含まれるもので、利用者本人または家族の障害・病気などで本人が家事を行うのが難しい時に利用できます。

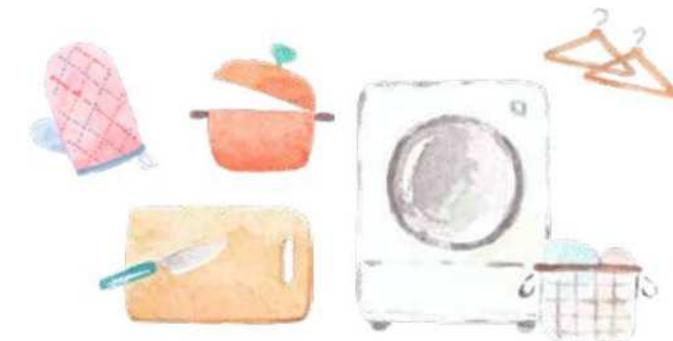
障害のある方が育児を行う場合の「育児支援（おむつ替え、子が通園等する場合の付き添い、学校等からの連絡帳の代読・連絡援助など）」に使うこともできます。

「週何回来てもらえるか」などは、区分認定（申請後、どのくらいのサービス量が必要かを審査する基準）によって異なります。「サービス等利用計画案」を書いてもらう「指定特定相談支援事業所」にご相談して、申請してください。障害の程度によっては、希望する回数を受けられないこともあります。利用額は所得によって異なります。

申請窓口は各区福祉事務所障害者支援課（P. 30）です。

体験談

発達障害とうつ病があり、家事が進まないことがあります。週2回、自宅に来てもらって食事作りと後片づけを手伝ってもらいました。作り置きできるメニューも一緒に考えててくれて、本当に助かりました。(本人の話を改変)



資料7)

04 短期入所（ショートステイ）とは

短期入所は「ショートステイ」とも呼ばれます。「家族を休息させたい」「家族が病気になったため、短期間自宅以外に宿泊したい」などの理由で、障害者支援施設等に短期間入所できるサービスです。

短期入所の利用には、基本的に健康診断が必要です。ですから、「家族が明日から入院になってしまったのですぐ使いたい」など急な場合だと利用が難しい場合があります。「いざという時のために、試しに利用してみよう」と本人とご家族が話し合っておくと良いですね。静岡市が発行している「短期入所共通健康診断書」などもありますので、「いつか使いたい」と考えている方は利用を希望する施設や、「指定特定相談支援事業所」にお問い合わせください。 利用額は、所得により異なります。

申請窓口は各区福祉事務所障害者支援課（P.30）です。



短期入所共通健康診断書は静岡市 HP からもダウンロードできます。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s002892.html>

